

〔別紙〕

様式1

事業報告書  
(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 引地歯科医院
- ①  財団     社団 (  出資持分なし     出資持分あり )
- ②  社会医療法人     特定医療法人     出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用     基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市西区草津新町二丁目15番19号
- (3) 設立認可年月日 平成16年 2月10日
- (4) 設立登記年月日 平成16年 3月10日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所
診療所	引地歯科医院	広島県広島市西区草津新町二丁目15番19号

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 9月 25日 令和 2年度決算の決定

令和 4年 7月 31日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 引地歯科医院

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

所在地 広島市西区草津新町二丁目15番19号

財 産 目 録  
(令和 4年 7月 31日現在)

1. 資 産 額	93,766 千円
2. 負 債 額	50,318 千円
3. 純 資 産 額	43,448 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	19,962
B 固 定 資 産	73,804
C 資 産 合 計 (A+B)	93,766
D 負 債 合 計	50,318
E 純 資 産 (C-D)	43,448

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 引地歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 広島市西区草津新町二丁目15番19号

貸借対照表

(令和4年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	19,962	I 流 動 負 債	20,318
II 固 定 資 産	73,804	II 固 定 負 債	30,000
1 有 形 固 定 資 産	45,315	負 債 合 計	50,318
2 そ の 他 の 資 産	28,489	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 出 資 金	14,000
		II 積 立 金	29,448
		純 資 産 合 計	43,448
資 産 合 計	93,766	負 債 ・ 純 資 産 合 計	93,766

法人名 医療法人 引地歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 広島市西区草津新町二丁目15番19号

損 益 計 算 書

(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
1 事業収益	77,403
2 事業費用	101,084
事業損失	-23,681
II 事業外収益	14,853
III 事業外費用	270
経常損失	-9,098
IV 特別損失	4,987
税引前当期損失	-14,085
法人税等	183
当期損失	-14,268

様式 5

法人名 医療法人 引地歯科医院

※医療法人整理番号

所在地 広島市西区草津新町二丁目15番19

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 引地歯科医院  
理事長 引地 渉 殿

私は、医療法人 引地歯科医院の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月16日  
医療法人引地歯科医院  
監事 XXXXXXXXXX